

税制上の特例制度に関するご案内

低炭素住宅を新築・取得された方は、一定の要件を満たす場合、所得税と登録免許税について、一般の住宅の場合よりもさらに軽減する特例が利用可能です。

<所得税の特例>

- 住宅ローン減税
居住を開始した年から10年間で
最大合計500万円を所得税額
から控除
又は
- 投資型減税
居住を開始した年の所得税額
から最大で65万円控除

<登録免許税の特例>

認定低炭素住宅を登記する際
の登録免許税を軽減

<手続に当たっての留意点>

○特例を利用する場合に必要な「住宅用家屋証明書」については、「認定低炭素住宅」としての証明を申請することが必要です。

※証明書の申請様式はこちら：

<https://www.city.fujimino.saitama.jp/soshikiichiran/zeimuka/shisanzeitochikakari/1556.html>

租税特別措置法施行令

- (イ) 第41条
特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
- 特定認定長期優良住宅
 - (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの
- 認定低炭素住宅
 - (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことのないもの
- (ロ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)
 - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
 - (b) (a)以外

「認定低炭素住宅」
の項目をチェックして
申請

○登録免許税を納付する際には、認定低炭素住宅の税率による金額で納付して下さい。

本チラシの情報を、施主様、工務店様、お手続きをなさる司法書士様等でご共有いただき、適切に税制上の特例制度を活用されますよう注意下さい。